

# 令和4年度入学志願者心得

石川県立野々市明倫高等学校  
〒921-8831 野々市市下林3丁目309番地  
電話 (076)246-3191  
FAX (076)294-2869

## 1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

## 2 募集定員

普通科 280人

## 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。

- (2) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。

なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒(84円分の切手貼付)を同封し、期間内に必着で出願すること。

- (3) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

## 4 志願変更

- (1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

- (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。

イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

## 5 出願及び志願変更等の期間

### (1) 入学願書受付期間

**令和4年2月16日（水）から2月21日（月）まで**

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

### (2) 志願者数公表

**令和4年2月21日（月）午後3時30分**、本校玄関に掲示する。

### (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

**令和4年2月25日（金）から3月1日（火）まで**

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

なお、(1)、(3)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、2月21日（月）及び3月1日（火）は午前9時から午後3時までとする。

## 6 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の方は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

## 7 学力検査

(1) 学力検査は、**令和4年3月8日（火）及び9日（水）**の両日、志願者全員について本校において行う。

(2) 学力検査は、1日目に国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を次の日程により実施する。

令和4年3月8日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語
令和4年3月9日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	
	社会	数学	

\*各教科 100点満点

(3) 検査前日の検査場の下見はできません。

(4) 検査当日は周辺道路の混雑が予想されるので、自家用車での来校は控えること。

(5) 当日の携行品

ア 受検票 イ 筆記用具ほか必要な文具 ウ 内履き エ 外履きを入れる袋

(6) 検査当日は必ずマスクを着用すること。

(7) 検査場には時計が設置されていないので、必要な受検生は各自で腕時計等（秒針音のしないもの）を準備すること。なお、腕時計のうち、電卓付きのものや、英和・和英辞書機能、通信機能を備えたものの持ち込みを禁止する。

## 8 学力検査において特別な配慮を要する生徒の申請手続き

学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

## 9 合格者の発表

合格者については、**令和4年3月16日（水）正午**、本校正面玄関前に受検番号を掲示する。

なお、電話等での問い合わせには応じない。

## 10 合格者仮入学

**令和4年3月23日（水）午後1時30分**から本校で仮入学を行うので、合格者は必ず出席すること。